

今日の行路は3時間しか寝れない…

睡眠不足による事故が多発

乗務員のみなさんは、早朝出勤や深夜の乗務により睡眠時間が短く、乗務に集中できないといったことはありませんか？

日経新聞 6月19日)の記事によると、国土交通省は6月から、睡眠不足のバスやトラック、タクシー運転手の乗務を禁止し、点呼時に睡眠不足でないか事業者を確認することを義務付けています。

これまで、睡眠不足による事故は相次いでいます。2016年には、広島県東広島市で、事故2日前まで一睡もせずに36時間乗務を続けていたトラック運転士が追突事故を起こし2人が死亡しています。17年にも徳島県でトラックが停車中のマイクロバスに追突し、16人が死傷しました。このときも、運転手は強い眠気を感じていたそうです。

国交省が昨年3〜5月にバス運転手約7千人から回答を得たアンケート調査では、1日当たりの睡眠時間の平均が5時間未満の運転手は約25%に上っています。

このことは、バスやトラック、タクシー運転手だけでなく、電車の乗務員にとっても取り組まなければならない課題です。

「休養」あつての「プロ意識」では？

乗務員が、否認や取扱い誤りを起こした際、会社側は必ずと言っていいほど「プロ意識」という言葉を出し、事情聴取の際にも、仕事前日の睡眠時間が取れていたのか、基本動作は意識を持って行ったのか、作業内容はきちんと確認したのか、といった内的要因ばかりが問われ、安全設備や乗務先での睡眠時間等の外的要因はないがしろにされます。

トラックやバスの運転手が、睡眠不足によって多くの事故を起こしていることから、心身の健康状態を無視した「プロ意識」には限界があります。私たちは機械ではありません。プロとしての仕事をこなすための前提として、もっと大事なものはあります。事情聴取で前日の睡眠時間を聞くのは、睡眠は乗務員にとって重要だからではないのですか？もし、災害等で一睡もせずに乗務を続けて事故を起こした場合、これも私たちの「怠慢」なのでしょうか？

取扱い誤りが発生したとき、基本動作の見直しはされるけど、睡眠時間や拘束時間、安全設備は改善されないよね。



普段から労働環境について考える習慣をつけましょう。



若い力

第 99 号

2018年 8月1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515